

- 自治体連携型補助金による措置に加え、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援等を実施

医療施設の復旧支援

- 医療機関について、同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例を実施
(現在) 公的医療機関の補助率：2／3、政策医療実施機関の補助率：1／2 等
(特例※) ① 中小等の医療法人等が運営する医療機関（政策医療実施機関以外も含む。）に対する 最大3／4補助
② 多重被災等の要件を満たす医療機関に対する 定額補助

※ いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝2：1。

社会福祉施設の復旧支援

- 特別養護老人ホーム等について
 - ・ 災害復旧費の補助率を 5／6 (国2／3、地方1／6)に引上げ
 - ・ 事業再開に要する経費の補助額を 600万円に引上げ (定額補助)
- 同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例として、社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加

断水が続く施設への支援

- 医療機関・社会福祉施設における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための 小規模分散型水循環システムの導入を支援
- 医療施設・社会福祉施設が利用する 井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削など、サービスの提供に向けた 原形復旧費の支援、早期水道使用のため施設敷地内の 破損した配管に関する検査費の支援を実施

社会福祉施設等災害復旧費補助金(令和8年熊本地震)

予備費:5.7億円

1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。また、熊本県では、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、補助対象施設等の拡充を図る。

2. 補助対象施設

- ◇入所系施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 等)
- ◇認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、一部の訪問・通所系サービス 等
- + 熊本県内の一定の要件を満たす有料老人ホーム等を対象

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費(災害復旧事業が1件につき80万円以上)

※令和8年度から以下に要する費用を補助対象とする。

- ・土地:地割れ等の要件を撤廃し、事業運営に必要な土地の復旧
- ・借地・借家:所有者の修繕義務を前提とした上で、設置者の維持管理の責任の範囲内で実施する復旧

4. 設置主体

都道府県、市町村、
社会福祉法人 等

5. 補助率の引き上げ(激甚災害法第3条・第4条の本激指定の場合)

- ◇ 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム(激甚災害法の対象)

公費3/4(国1/2、都道府県等1/4)、事業者1/4 → 公費5/6(国2/3程度^(注1)、都道府県等1/6程度^(注1)、事業者1/6

注1 嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

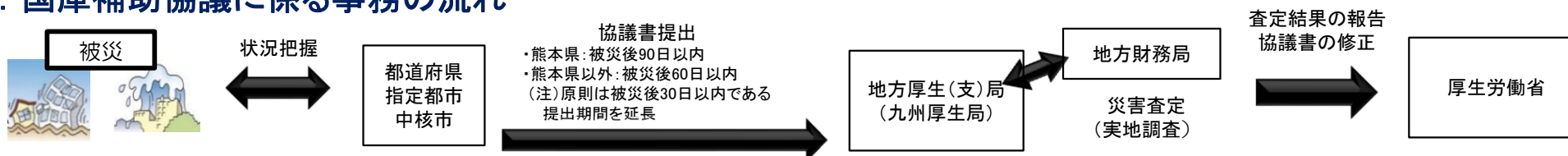
- ◇ 認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設(激甚災害法の対象外)(注2)

公費3/4(国1/2、都道府県等1/4)、事業者1/4 → 公費5/6(国2/3、都道府県等1/6)、事業者1/6

注2 東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨、令和6年能登半島地震等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1 上記の補助率は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。 ※2 その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(令和8年熊本地震)

予備費:0.7億円

自然災害により被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する設備等の経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスを確保する。また、熊本県では、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、補助対象施設の拡充を図る。

1. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

2. 補助基準額

1 施設あたり450万円（下限額30万円）

※激甚災害法第3条・第4条の本激指定の場合は、

1 施設あたり600万円（下限額なし）

3. 補助対象

災害により被災した介護事業所・施設等を有する事業者
（対象となる事業所・施設等は右のとおり）

4. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛（訪問、送迎、移送用）
- ・ 事務用品、事務機器（パソコン、デスク、コピー機、キャビネットなど、事業所・施設事務に要するもの）
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ 井戸の原形復旧費（※）、配管の加圧試験、水循環型シャワーの導入経費
（※）施設の災害復旧費の対象とならないものに限る
- ・ その他事業再開に必要となる初度経費

＜補助対象：全ての介護サービス事業所・施設等＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、介護予防拠点

＋ 熊本県内の一定の要件を満たす有料老人ホームを対象